

発議案第 3 号

河内長野市議会の個人情報の保護に関する条例の改正につい

て

別紙のとおり河内長野市議会会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により議案を提出する。

令和 6 年 3 月 2 6 日提出

提出者

峯 満寿人

賛成者

駄場中大介

大原 一郎

西田 善延

河内長野市議会

議長 浦山 宣之 様

提 案 理 由

令和 6 年 4 月 1 日から、消防の広域化による大阪南消防組合の運用が開始され、本市消防本部が廃止されることに伴い、文言の整備を行うものである。

河内長野市議会の個人情報の保護に関する条例の改正につい

て

河内長野市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

河内長野市条例第 号

河内長野市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正
する条例

河内長野市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年河内長野市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第3号中「、上下水道事業の管理者の権限を行う市長若しくは消防長」を「若しくは上下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

河内長野市議会の個人情報の保護に関する条例新旧対照表

改正前	改正後	適用期日
(利用及び提供の制限) 第12条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。 (1) 及び (2) (略) (3) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業の管理者の権限を行う市長若しくは消防長、市が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。 (4) (略) 3～5 (略)	(利用及び提供の制限) 第12条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。 (1) 及び (2) (略) (3) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会若しくは上下水道事業の管理者の権限を行う市長、市が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。 (4) (略) 3～5 (略)	令和6年4月1日